

指定病院等における不在者投票 チェックリスト

みんなの一票大切に



不在者投票管理者

名称・職名	
氏 名	

チェックリストの使用方法

不在者投票制度は、法律で定められた一定の事由に該当することが見込まれる選挙人又は身体に重度の障害がある選挙人が、投票日の前（選挙期日の公示又は告示があった日の翌日から選挙期日の前日までの間）に、不在者投票管理者の管理する場所で投票することができる例外的な制度であり、不正の混入を避けるという配慮から特に厳格な手続きが政令等で規定されていますので、法規に精通し、公正かつ的確な管理執行に当たらなければなりません。

このチェックリストは、不在者投票のできる施設として指定した病院、介護老人保健施設、介護医療院、老人ホーム、身体障害者支援施設及び保護施設（以下「指定病院等」という。）に入院・入所中の選挙人が行う不在者投票について、不在者投票管理者や立会人、不在者投票事務従事者の心構えや主な仕事について理解していただくとともに、投票事務上の必要な確認事項をリストにして、自己チェックしていただくために作成したものです。

については、県HP上に掲載しております「指定病院等における不在者投票の手引」（以下「手引」という。）とともに、次の諸点に留意の上、御活用ください。

- 確認項目は投票事務の流れに従って、分類作成してありますので、確認欄にチェック（たとえば、「○」、「✓」を記載）して、御使用ください。
- ☆印の確認項目は、特に注意してください。
- 各確認項目の詳細については、記載してある手引のページを参照してください。

目 次

不在者投票の概要	1
投票前の事前準備	
・ 打ち合わせ等	2
・ 投票用紙等の請求	2
・ 投票記載場所	3
投票当日の事務	
・ 共通事項	3
・ 選挙人自ら投票する場合	3
・ 代理投票する場合	4
・ ベッドの上で投票する場合	4
投票後の事務	5

事 項	確 認 項 目	確 認 欄	手引
不在者投票の概要	① 不在者投票管理者となる者は、公職選挙法等により次のとおりとなっています。 不在者投票管理者は、不在者投票事務に従事する者を指揮監督し、不在者投票事務全般を管理執行します。 指定病院 指定病院の長 指定老人ホーム 指定老人ホームの長 指定身体障害者支援施設及び指定保護施設 指定身体障害者支援施設及び 指定保護施設の長 このことを認識していますか。		p. 3 p. 4
	☆ ② 不在者投票管理者は、業務上の地位を利用して選挙運動をすることは禁止されており、これに違反した場合は罰則の適用があります。 このことを認識していますか。		p. 1 p. 3
	☆ ③ ②のほか、不在者投票管理者、不在者投票の立会人及び代理投票の補助者については、一般の投票における場合と同様に、職権濫用による選挙の自由妨害罪、投票の秘密侵害罪、投票干渉罪、投票偽造罪、立会人の義務懈怠罪等の罰則の適用があります。 このことを認識していますか。		p. 1

事 項	確 認 項 目	確 認 欄	手引
投票前の事前準備 ・ 打ち合わせ等	① 事務従事者の役割分担は決まっていますか。		p. 1 p. 12
	② 指定病院等で不在者投票ができるのは、公示（告示）日の翌日から選挙期日（投票日）の前日まで、毎日午前８時３０分から午後５時までです。 この間に不在者投票がスムーズに行われるよう、事務処理計画を検討しましたか。		p. 1 p. 3
	☆ ③ あらかじめ投票記載場所の下見を行うとともに、各事務従事者と打合せを行いましたか。		p. 1 p. 8 p. 34
	☆ ④ 当日、事務従事者がそろわない場合の対策はできていますか。		p. 1
	☆ ⑤ 立会人（選挙権がある者１人以上必要。市町選管が選定した者が望ましい）を選任し、事前の打合せを行いましたか。		p. 4 p. 9
	☆ ⑥ 代理投票がある場合には、立会人の意見を聴いて補助者２人を選ぶ必要があります（ <u>補助者は投票事務に従事する者であること</u> ）。 補助者を選任し、事前の打合せを行いましたか。		p. 12 p. 13
・ 投票用紙等の請求	① 不在者投票管理者は入院・入所中の選挙人の投票用紙等を、選挙人の依頼なしに勝手に請求することはできません。 選挙人の依頼を受けていますか。		p. 6 p. 7
	☆ ② 選挙人に「投票用紙及び投票用封筒の請求依頼書」を自署、拇印及び押印等させることにより、選挙人の意思を確認していますか。 トラブルを避けるためにも、必ず徴収、保存してください。		p. 7 p. 21
	③ 依頼を受けた選挙人は、不在者投票のできる者に該当していますか。		p. 2 p. 17 p. 18

事 項	確 認 項 目	確 認 欄	手引
・ 投票記載場所	① 投票記載台は投票の記載が他から見えないように設けましたか。		p. 8 p. 34
	② 不在者投票管理者、立会人の位置は、投票記載場所が見通せるような場所に設けましたか。		p. 8 p. 34
	☆ ③ 投票記載場所に候補者等の氏名等を記載したポスター等が掲示してありませんか（掲示してある場合はすぐに撤去）。		p. 8 p. 14
	④ 選挙人から候補者の氏名等を知りたい旨の申し出があった場合のため、受付場所等に新聞、選挙公報等を用意していますか（ただし、これらの掲示は不可）。		p. 14
投票当日の事務 ・ 共通事項	☆ ① <u>立会人が立ち会わずに行われた投票は無効となります。</u> 立会人は手続きすべてに立ち会うこととしていますか。		p. 9
	② 投票用紙は所定のものですか。		p. 10
	③ 選挙人は本人ですか。		p. 10
・ 選挙人自らが投票する場合	① 選挙人は所定の投票記載場所で記載していますか。		p. 10 p. 11
	② 選挙人は、記載後の投票用紙を、何も記載されていない投票用内封筒に入れて封をしていますか。		p. 11
	③ 選挙人は、内封筒をさらに投票用外封筒に入れて封をし、「投票者氏名」欄に署名していますか。		p. 11

事 項	確 認 項 目	確 認 欄	手引
・代理投票する場合	① 代理投票ができるのは、 <u>心身の故障その他の事由</u> （字の読み書きが困難又は身体の障害）のため自書できない人です。 選挙人は、これに該当しますか。		p. 12
	② 補助者2人のうち、1人を立ち会わせて、もう1人に、その選挙人の指示により投票用紙を記載させていますか。		p. 12
	③ 記載を行った補助者に、記載した氏名等を選挙人に確認させ、内封筒、そして外封筒に入れて封をさせていますか。		p. 12
	④ 記載を行った補助者に、封筒の表面の「投票者氏名」欄に選挙人の氏名を記載させていますか。		p. 12
・ベッドの上で投票する場合	☆ ① 原則として、ベッドの上での投票はできませんが、重病人等の歩行が著しく困難な選挙人については、不在者投票管理者の管理下で、立会人の立会がある場合に限り、ベッドの上での投票が可能です。 選挙人はこれに該当しますか。		p. 13
	② ベッドがある室内に候補者の氏名等を記載したポスター等の文書が掲示してありませんか（あれば撤去）。		p. 13

事 項	確 認 項 目	確 認 欄	手引
投票後の事務	☆ ① 不在者投票用外封筒の「投票年月日」、「投票場所」及び「不在者投票管理者の名称・職名、氏名」は記載されていますか。		p. 14
	☆ ② 不在者投票用外封筒の「立会人氏名(署名)」欄に立会人の署名はありますか。		p. 14
	③ 不在者投票用外封筒を、他の適当な封筒に入れ、封をし、表面に投票が在中する旨を明記し、裏面に記名して印を押しましたか。		p. 14
	④ 直ちにその封筒を名簿登録地の市町選管へ送付できますか。		p. 14
	⑤ 代理投票があった場合、選挙人と代理投票の補助者の氏名を市町選管に報告する必要があります。報告書は作成しましたか。		p. 12 p. 28

メモ欄